平成３０年（フ）第１８７号
岡山県倉敷市児島小川町4188番地５
債務者　梶原　幸子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９０９号
広島市安佐北区亀山５丁目２番20―102号
債務者　黒目　早紀（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３５５号
広島市安佐南区上安２丁目34番７―104号
債務者　中島　孝幸
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３８号
広島県尾道市向島町739番地　魚谷緑方、住民票上の住所広島県福山市松永町４丁目28番５号　ル・シェノンＢ202
債務者　山本　弘美
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第１８号
広島県庄原市三日市町230番地１　115号、前住所広島県庄原市東城町久代454番地
債務者　後藤　秀和
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
広島地方裁判所三次支部

平成３０年（フ）第１１７号
愛媛県松山市衣山２丁目８番18号　タガミコーポ306号
債務者　山口　昌人
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２１号
愛媛県西予市野村町野村12号672番地２
債務者　佐藤みえ子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成３０年（フ）第６号
福岡県大川市大字上巻93番地１東アパート12号　古賀礼子方、住民票上の住所福岡県大川市大字向島347番地７
債務者　大内田やよい（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成３０年（フ）第１６３号
大分市大字片島521番地の５（ウィンドウズＭＮ302）
債務者　玉井智恵美
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１２４号
宮崎市鶴島３丁目48番地　レジデンスクレイン305号
債務者　上別府洋子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
宮崎地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６１号
宮崎県小林市野尻町東麓5552番地６
債務者　小野　文寛
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第８６号
宮崎県日向市大字富高579番地　ビューティフルマンション201号、前住所大分県佐伯市大字稲垣995番地
債務者　藤田　　穣
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第９２号
宮崎県東臼杵郡門川町栄ケ丘１丁目１番地町営住宅Ｂ棟706号、前住所宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原１丁目75番地１
債務者　小池　大策
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第２００号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目21番２号　ホワイトヴィラ佐々木102号
債務者　中道てつ子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第２２４号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目15番６―202号
債務者　福留　義史
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第５１号
宮城県大崎市古川旭１丁目２番６号ファミールＡ102号
債務者　奥山　正彦
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第８４号
金沢市畝田西３丁目167番地５　ハウス中西Ｅ号、従前の住所金沢市金石北１丁目18番３号
債務者　川元　愛子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
金沢地方裁判所民事部